

# 介護申請について

要介護認定を受けた人は、介護保険で定められたサービスや福祉用具を**本人負担原則1割**で利用できます。

●2015年8月と2018年8月の制度改定により、一定所得のある方は**本人負担が2割～3割**となりました。

	所得区分	自己負担割合
右の①②の両方を満たす方	①65歳以上で合計所得金額※1が220万円以上 ②本人を含めた同一世帯の65歳以上の方の年金収入+その他の合計所得金額※2が1人の場合340万円以上、2人以上の場合、合わせて463万円以上	3割
右の①②または③④の両方を満たす方で3割負担にならない方	①65歳以上で合計所得金額※1が220万円以上 ②年金収入+その他の合計所得金額※2が単身世帯で280万円以上340万円未満、または2人以上世帯で346万円以上463万円未満 ③65歳以上で合計所得金額※1が160万円以上 ④本人を含めた同一世帯の65歳以上の方の年金収入+その他の合計所得金額※2が1人の場合280万円以上、2人以上の場合、合わせて346万円以上	2割
2割、3割負担の対象にならない方 (64歳以下の方、本人の合計所得金額が160万円未満の方など)		1割

※1「合計所得金額」とは、年金収入とそれ以外の収入の合計金額をいいます。  
※2「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から年金などの雑所得を除いた所得金額をいいます。  
合計所得金額は、年末調整や確定申告を行っている方の場合、お住まいの区役所などで確認できます。  
その他、負担割合の適用期間は、毎年8月1日～翌年7月31日までの1年間となっています。

## 介護保険サービスを受けられる被保険者

- 第1号被保険者・・・65歳以上の方
- 第2号被保険者・・・40歳以上64歳までの方  
※第2号被保険者は老化に起因する疾病(指定の16疾病)により介護認定を受けた場合に限りサービスの対象となります。

## 介護申請時の持ち物

[申請に必要な物]

### ①要介護・要支援認定申請書

役所・役場の窓口においてある。インターネットでダウンロードし、あらかじめ記入していくことも可能。  
主治医の氏名や医療機関の情報を記載する必要あり。

### ②介護保険被保険者証

第1号被保険者(65歳以上)は必要。

### ③健康保険

被保険者証第2号被保険者(40～64歳)の場合のみ必要。

### ④マイナンバーが確認できるもの

写しでも可。

### ⑤申請者(本人・家族)の身元が確認できるもの

運転免許証、身体障害者手帳、パスポートなど。

### ⑥主治医の情報が確認できるもの

診察券など。

### ⑦代理権が確認できるもの

委任状など。

(本人・家族以外の方(ケアマネジャーなど)が申請する場合)

### ⑧印鑑

本人・家族以外の方(ケアマネジャーなど)が申請する場合

### ⑨代理人の身元が確認できるもの

本人・家族以外の方(ケアマネジャーなど)が申請する場合

申請者は、本人・家族となる。  
難しい場合には、『代行申請』が可能。  
代行申請は、「地域包括支援センター」「居宅介護支援事業者」「介護保険施設」の職員が可能となる。

## 介護保険で対象となる疾病(特定疾病)

- ・末期がん
- ・関節リウマチ
- ・筋萎縮性側索硬化症
- ・後縦靭帯骨化症
- ・骨折を伴う骨粗鬆症
- ・初老期における認知症
- ・進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- ・脊髄小脳変性症
- ・脊柱管狭窄症
- ・早老症
- ・多系統萎縮症
- ・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ・脳血管疾患
- ・閉塞性動脈硬化症
- ・慢性閉塞性肺疾患
- ・変形性関節症(両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う)

## 「要介護認定申請書」と「介護保険被保険者証」の見本

